

障害者福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-12 障害者福祉事業の取扱い
<p>1 障害者福祉計画については、新町において障害者福祉計画を包含する地域福祉計画を策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 町村障害者年金等制度、身体障害者デイサービス事業、交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、合併時に再編する。</p> <p>3 小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 身体障害者等医療費助成事業については、事業のあり方について、合併時まで調整する。</p> <p>5 支援費制度、更生医療給付事業、身体障害者（児）補装具交付事業及び身体障害者（児）日常生活用具給付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

「協議第19号 障害者福祉事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-12 障害者福祉事業の取扱い
調整の内容	<p>1 障害者福祉計画については、新町において障害者福祉計画を包含する地域福祉計画を策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 町村障害者年金等制度、身体障害者デイサービス事業、交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、合併時に再編する。</p> <p>3 小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 身体障害者等医療費助成事業については、事業のあり方について、合併時までに調整する。</p> <p>5 支援費制度、更生医療給付事業、身体障害者（児）補装具交付事業及び身体障害者（児）日常生活用具給付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

56

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
障害者福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 幕別町障害者福祉計画</li> <li>・策定年度 平成12年度</li> <li>・計画期間 平成13年度～平成17年度</li> <li>・基本目標                             <ul style="list-style-type: none"> <li>理解と交流の拡大</li> <li>保健・医療・福祉の充実</li> <li>教育と早期療育の推進</li> <li>雇用と就労の充実</li> <li>生活環境の整備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 いきいきふれあい計画</li> <li>・策定年度 平成15年度</li> <li>・計画期間 平成15年度～平成19年度</li> <li>・基本目標                             <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活の支援体制の充実</li> <li>自立と社会参加の促進</li> <li>バリアフリー社会の実現</li> </ul> </li> </ul>	該当なし	<p>新町において障害者福祉計画を包含する地域福祉計画を策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
町村障害者年金等制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 重度心身障害児家庭見舞金</li> <li>・支給対象 引き続き3月以上居宅において身体の機能の障害若しくは精神の障害等により、常時保護者等の介護を要する年齢18歳未満の者で、同一の状態が6月以上に及ぶと認められる重度心身障害児のいる家庭</li> <li>・支給額 月額5,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 重度心身障害者年金</li> <li>・支給対象 身体障害者手帳の1級又は2級に該当する者、又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害と判定（知能指数がおおむね35以下）された者</li> <li>・支給額 年額12,000円</li> </ul>	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。
小規模通所授産施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 ひまわりの家</li> <li>・運営主体 ひまわりの家運営委員会</li> <li>・目的 雇用困難な心身障害者等に対し、自立促進と福祉の向上を図る。</li> <li>・活動内容 生活指導 作業訓練指導 余暇指導</li> </ul>	該当なし	該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
身体障害者デイサービス事業 (支援費対象外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 重度身体障害者の自立の促進、生活改善及び身体機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的、精神的な負担を軽減し、在宅福祉の増進を図る。</li> <li>・対象者 在宅の重度身体障害者(1級又は2級の手帳交付者)</li> <li>・自己負担 1回500円 食事加算420円 入浴加算410円 送迎加算550円(片道)</li> <li>・委託先 幕別町社会福祉協議会 社会福祉法人幕別真幸協会</li> </ul>	該当なし	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。
身体障害者等医療費助成事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象 身体障害者手帳の申請に要する診断料、文書料の全額 在宅障害者で村が計画的に実施する訪問健康診査に要する往診料、諸検査料、診断料の全額</li> </ul>	該当なし	事業のあり方について、合併時まで調整する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
交通費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 心身障害児通所交通費等助成事業</li> <li>・助成の額 自動車及びバス 実費 自家用車 10円/km (片道2kmを超える場合) 町外の小中学校及び義務教育諸学校に通所する場合 月額10,000円限度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 心身障害児等通所施設交通費助成事業</li> <li>・助成の額 交通費の2分の1以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 心身障害児療育施設通園旅費等助成事業</li> <li>・助成の額 鉄道及びバス料金の2分の1</li> </ul>	合併時に再編する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 特定疾患患者等通院交通費助成事業</li> <li>・助成対象 特定疾患医療受給者証の交付を受けている者で特定疾患の治療のため、医療機関に通院し、医療の給付を受けている者及び介護者。</li> <li>・助成額 自動車及びバス 実費(運賃の割引を受けることができる場合は、割引額を控除する。) 自家用車 10円/km (片道2kmを超える場合) 航空運賃の2分の1(道外)</li> </ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 特定疾患患者通院費助成事業</li> <li>・助成対象 特定疾患患者又はその保護者で村外の医療機関(十勝管内に限る。)に通院する者。ただし、前年の所得税非課税世帯に属する者に限る。</li> <li>・助成額 鉄道及びバス料金を基準として自己負担額の2分の1を助成。ただし、週1回を限度とし、経費については、本村から当該医療機関が所在する市町村間までの駅又はバス停を算定基準とする。</li> </ul>	

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
交通費助成制度 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 精神障害回復者施設通所交通費助成事業</li> <li>・助成額 自動車及びバス 実費(身体障害者手帳又は療育手帳を有し、運賃の割引となる額を控除した額とする。) 自家用車 10円/km (片道2kmを超える場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 在宅障害者通所施設交通費助成事業</li> <li>・助成額 通所者が居住地から通所施設まで通所等に効果的かつ経済的な経路の公共交通機関利用料相当額。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 在宅精神障害者通所施設交通費助成事業</li> <li>・助成額 鉄道及びバス料金を基準として交通費の全額を助成。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 じん臓機能障害者通院交通費助成事業</li> <li>・助成の額 自動車及びバス 実費(身体障害者手帳を有し、運賃の割引の適用となるべき額を控除した額とする。) 自家用車 10円/km (片道2kmを超える場合) タクシー 実費の2分の1</li> </ul>	該当なし	該当なし	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
交通費助成制度 (つづき)	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 障害者社会参加啓発旅費助成事業</li> <li>・助成対象 十勝管外へ旅行する場合の障害者及び介護者の一人の経費で旅行経路の公共交通機関運賃と宿泊費1泊5,000円として算出した額とし、公共交通機関運賃割引を受けて旅行した場合は割引後の額とする。</li> </ul>	該当なし	
心身障害者ホームヘルプサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用対象者 心身の障害及び傷病等の理由により日常生活を営むのに支障がある重度心身障害者のいる家庭で、本人又はその家族が介護サービスを必要とする者。</li> <li>・利用者負担 別紙4のとおり</li> <li>・事業実績 なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用対象者 重度の身体上の障害がある者 重度の知的障害がある者 特定疾患等がある者 精神上の障害がある者 その他村長が特に認めた者 (介護保険・支援費対象者等を除く)</li> <li>・利用者負担 別紙4のとおり</li> <li>・委託先 更別村社会福祉協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用対象者 重度の心身障害者 その他村長が特に必要と認めた者</li> <li>・利用者負担 別紙4のとおり</li> <li>・事業実績 なし</li> </ul>	合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
支援費制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>概要 事業者との対等な関係に基づき、障害者自らが障害者福祉サービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度。</li> <li>支援費基準及び利用者負担額基準 国基準と同様</li> </ul>	同 一	同 一	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
更生医療給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者の永続的な機能障害の除去 <ul style="list-style-type: none"> <li>軽減に必要な医療に要する費用を支給する。</li> </ul> </li> <li>給付対象 角膜移植手術、白内障手術、外耳道形成手術、人工股関節置換手術 等</li> </ul>	同 一	同 一	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。



区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
身体障害者（児） 補装具交付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、失われた部位や損傷のある部分を補い、必要な機能を回復するための用具を交付、修理する。</li> <li>・補装具種目 義肢、座位保持装置、盲人安全杖、義眼、点字器、補聴器、ストマ装具 等</li> </ul>	同 ー	同 ー	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
身体障害者（児） 日常生活用具給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 在宅の重度身体障害者、重度障害児及び知的障害者（児）</li> <li>・給付種目 特殊寝台、特殊マット、体位変換器、盲人用時計 等</li> </ul>	同 ー	同 ー	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

別紙4 心身障害者ホームヘルプサービス費用負担基準

利用者世帯の階層区分	幕別町		更別村		忠類村
	午前7時から 午後9時まで (1時間当たり)	午後9時から 翌日午前7時 (1時間当たり)	昼間帯、早朝帯、 夜間帯 (1時間当たり)	深夜帯 (1回当たり)	(1時間当たり)
生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
生計中心者が前年所得税非課税	0円	0円	0円	0円	0円
生計中心者が前年所得税年税額が 10,000円以下	250円	200円	250円	200円	250円
生計中心者が前年所得税年税額が 10,001円以上 30,000円以下	400円	350円	400円	350円	400円
生計中心者が前年所得税年税額が 30,001円以上 80,000円以下	650円	550円	650円	550円	650円
生計中心者が前年所得税年税額が 80,001円以上140,000円以下	850円	700円	850円	700円	850円
生計中心者が前年所得税年税額が 140,001円以上	950円	750円	950円	750円	950円
その他村長が特に必要と認めた者					30分以上 1時間未満 1回170円
					1時間以上 2時間未満 1回350円

注1) 忠類村は、その他村長が特に必要と認めた者に対する費用負担基準を別に設けている。

注2) 更別村の時間帯の区分

昼間帯 午前8時から午後6時

早朝帯 午前6時から午前8時

夜間帯 午後6時から午後10時

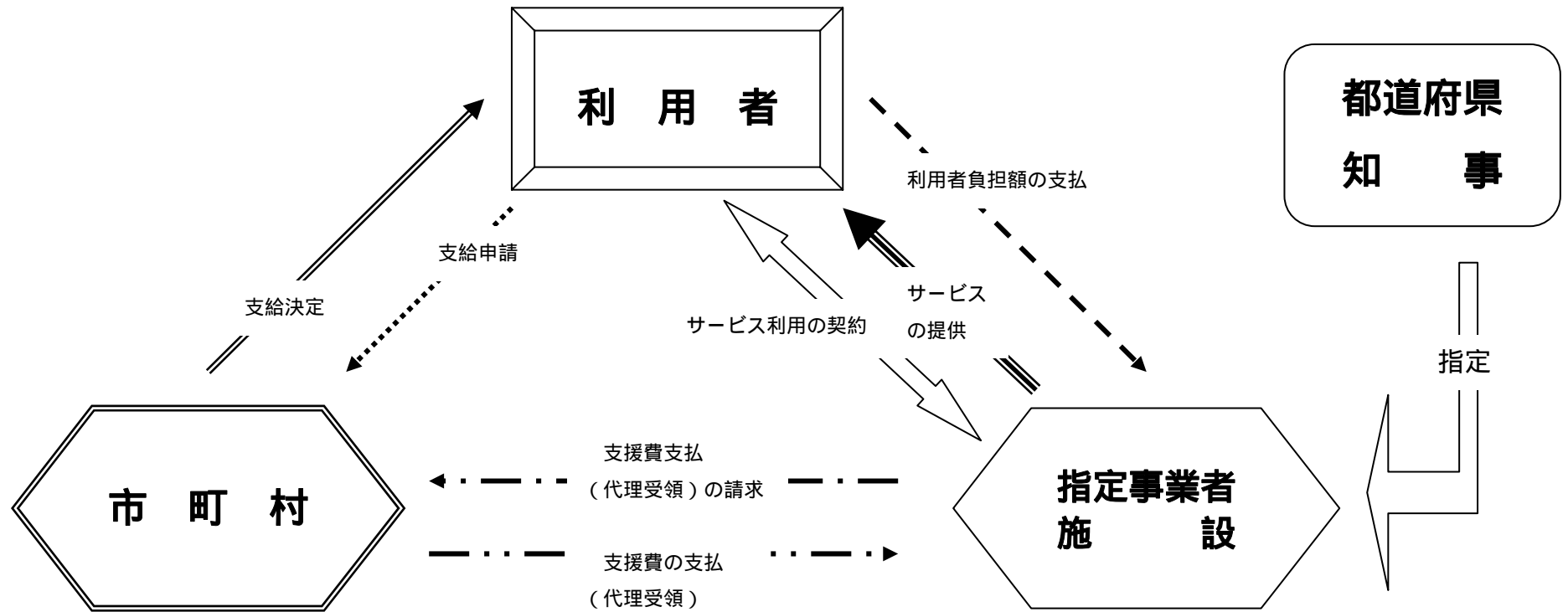
深夜帯 午後10時から午前6時

## 支援費制度の概要

### 1 支援費制度

支援費制度は、障害者の立場に立った障害者福祉サービスを利用できるように、障害者自らがサービスを選択し、事業者等と契約してサービスを利用する制度です。この制度は、サービスの利用者、指定事業者・施設、市町村、都道府県、国が協力して支え合っています。支援費とは市町村が支払う費用のことで、サービスを利用した場合、市町村と利用者で費用を負担します。支援費制度の基本的な仕組みは次のとおりです。

～ 支援費制度の仕組み～



## 2 支援費の対象となる障害者

- ・ 身体障害者 身体障害者手帳を有する者
- ・ 知的障害者 療育手帳を有する者（原則）
- ・ 障害児 身体障害者手帳を有する者、療育手帳を有する者（原則）

## 3 支援費の対象となるサービス

対象サービスは、施設サービス（施設訓練等支援）と 居宅サービス（居宅生活支援）に分けられ、次の3つの法令に規定される関係の支援がその対象になります。

### 身体障害者関係

#### 施設訓練等支援

##### 身体障害者更生施設

自立した生活を送れるよう日常動作の訓練などが受けられます。

##### 身体障害者療護施設

入所して治療や日常生活の養護が受けられます。

##### 身体障害者授産施設（小規模通所授産施設を除く。）

自立のための訓練や職業の提供が受けられます。

#### 居宅生活支援

##### 身体障害者居宅介護事業（ホームヘルプサービス）

在宅で介護や家事などの日常生活の援助が受けられます。

##### 身体障害者デイサービス事業

通所により創造的な活動や機能訓練などが受けられます。

##### 身体障害者短期入所事業（ショートステイ）

短期間施設に入所して適切な支援が受けられます。

## 知的障害者関係

### 施設訓練等支援

#### 知的障害者更生施設

自立した生活と社会参加のための訓練が受けられます。

#### 知的障害者授産施設（小規模通所授産施設を除く）

自立のための訓練や職業の提供が受けられます。

#### 知的障害者通勤寮

働いている障害者が独立生活のための指導を受けられます。

#### 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設

障害の程度が重い人が保護や指導を受けられます。

### 居宅生活支援

#### 知的障害者居宅介護事業（ホームヘルプサービス）

在宅で介護や家事などの日常生活の援助が受けられます。

#### 知的障害者デイサービス事業

通所により創造的な活動や機能訓練などが受けられます。

#### 知的障害者短期入所事業（ショートステイ）

短期間施設に入所して適切な支援が受けられます。

#### 知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）

地域で共同生活する知的障害者が日常生活の援助を受けられます。

## 障害児関係

### 居宅生活支援

#### 児童居宅介護事業（ホームヘルプサービス）

在宅で介護や家事などの日常生活の援助が受けられます。

#### 児童デイサービス事業

日常生活や集団生活への適応などの指導・訓練を通所で受けられます。

#### 児童短期入所事業（ショートステイ）

児童福祉施設などに短期間入所して必要な支援が受けられます。

#### 4 支援費の負担区分

指定施設支援及び指定居宅支援等に要する費用の額



88

指定施設支援及び指定居宅支援等に要する費用の額から、利用者負担金（知的障害者地域生活援助（グループホーム）を除く。）を差し引いた残りの金額を国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）が負担します。

なお、各福祉法に基づく指定施設支援及び指定居宅支援等に要する費用の額については国の基準に準じて、また、サービス利用者負担金については国の基準を参考に利用者及び扶養者の収入に応じて、ともに市町村が定めています。

## 先進事例

### おおさまかみりまちょう 大崎上島町（広島県）

- ・ 重度身体障害者介護手当支給事業については、合併時に廃止する。
- ・ 身体障害者福祉計画については、新町において見直す。
- ・ 障害者住宅資金貸付については、合併時に高齢者住宅整備資金貸付と合併する。
- ・ その他の調整内容については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

### ふじかわくちこまち 富士河口湖町（山梨県）

障害者福祉手当及び介護慰労金の支給については、河口湖町の例による。

### とうみし 東御市（長野県）

- 1 重度心身障害者家庭介護慰労金の取扱いについては、継続することとし、他市町村の動向を踏まえ、平成17年度までに統一する。
- 2 重度心身障害者扶養共済掛金補助、重度心身障害者年金、施設入所児家庭帰宅費補助及び母子・父子家庭等入学祝金の取扱いについては、東部町の例により継続する。
- 3 特定疾患等通院費補助の取扱いについては、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
- 4 母子寡婦福祉資金貸付利子補給の取扱いについては、北御牧村の例により継続する。
- 5 交通・災害遺児等年金（経過措置あり）、重度心身障害者生活援護給付金及び母子父子家庭歳末慰問金は、廃止する。

### 柴田市（宮城県 合併予定 - 平成17年3月までを目標）

- (1)障害者福祉計画については、新市において作成する。
- (2)身体障害者・知的障害者相談員設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、人数等については、県の定める基準を踏まえ、新市において調整する。
- (3)重度身体障害者ケア付き住宅運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4)障害者デイサービス事業については、村田町の例により新市に引き継ぐ。
- (5)在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業については、村田町の例により新市に引き継ぐ。
- (6)心身障害者通所援護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業の実施方法等については、合併時に調整する。
- (7)精神障害者社会復帰施設運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (8)国や県の制度による障害者福祉事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。